

北九州市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(目的)

第1条 北九州市重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）は、重度障害者等に対する就労支援として、通勤支援や職場等における支援を行うことにより、当該重度障害者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 本市において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下、重度訪問介護等）という。）の支給決定を受けている者をいう。
- (2) 事業者 前号に規定する重度訪問介護等を行うものであって、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (3) 民間企業 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第49条第1項に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金の対象となる事業主をいう。
- (4) 自営業者等 税務署に所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出を行っている者等又は法人の代表者等であって、民間企業に雇用される者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。
- (5) 就労支援 民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用促進法第49条第1項第4号に規定する障害者介助等助成金又は第1項第5号に規定する重度障害者等通勤対策助成金（以下「助成金」という。）を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合において必要となる通勤や職場等における支援をいう。
- (6) 支援計画書 重度障害者等の通勤や職場等における支援に当って、支援対象範囲を明確にし、必要な支援を取りまとめたもの（様式第1号）をいう。
- (7) 支援員 事業者に属する者で、次条に定める対象者に支援を行う者をいう。
- (8) 指定特定相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、本市において障害者総合支援法第5条に規定する重度障害者等であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10

時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認できた場合を含む。)であって、原則、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から支援計画書の確認を受けている者。

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。

- (2) 自営業者等であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると福祉事務所長が認めたもの。なお、自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上を基本とする。

(排除対象者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号にいずれかに該当する者については、本事業の対象としない。

- (1) 北九州市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 北九州市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 交付申請を行うものは、暴力団排除に係る誓約書(様式第2号)に氏名等を記入し、申請の際に提出しなければならない。なお、支給決定にあたっては、申請者が前項各号の規定に該当しないことを確認するために、福祉事務所長が所定の調査を実施するものとする。

(支援対象範囲)

第5条 民間企業に雇用される者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。)であって、助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして、当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分(時間)とする。

自営業者等の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援の部分(時間)とする。

(対象となる就労支援の内容)

第6条 本事業の対象となる就労支援の内容は、障害者総合支援法第5条に規定する重度訪問介護等に相当する支援であって、次の各号に定めるものとする。

- (1) 民間企業に雇用される者にあつては、助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守り、その他の雇用の継続に必要な支援、4ヶ月以降の通

勤支援とする。

(2) 自営業者等にあつては、必要となる通勤や職場等における支援とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者の同意のもと、二人の支援員による就労支援を行うことができる。

(1) 障害者等の身体的理由により一人の支援員による支援が困難と認められる場合

(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(3) 障害者等の状況等から判断して、第1号又は前号に準ずると認められる場合

(就労支援に要する給付費)

第7条 就労支援に要する給付費（以下「給付費」という。）は、第16条に規定するサービス提供費から、第17条に規定する費用負担額を控除した額とする。

(支給量)

第8条 支給量は、次の各号のサービスごとに定める時間内において、福祉事務所長が就労支援に必要な時間を決定する。

(1) 重度訪問介護 月180時間

(2) 同行援護 月74時間

(ただし、通勤支援は月74時間のうち月54時間以内とする)

(3) 行動援護 月74時間

2 第6条第2項の規定に基づき二人の支援員による就労支援を行う場合は、当該支援に必要とする時間を、前項で規定する時間に上乘せする。

(申請及び支給決定)

第9条 本事業を利用しようとする者は、「北九州市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業支給（変更）申請書」（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、福祉事務所長に提出しなければならない。

ただし、福祉事務所長が当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 対象者が重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（障害者総合支援法第22条第8項に規定する受給者証をいう。）の写し

(2) 雇用契約書の写し

(3) 支援計画書（様式第1号）

(4) 自営業者等であることを証する書類

(5) サービス等利用計画書の写し

(6) 誓約書（様式第2号）

2 福祉事務所長は前項の申請書が提出されたときは、当該申請の内容を審査し、就労支援に要する給付費の支給の要否並びに支給する場合の支給時間及び支給期間等の決定を行うものとする。

3 福祉事務所長は前項の規定による決定を行ったときは、速やかに「北九州市雇用施

策との連携による重度障害者等就労支援特別事業支給決定通知書」(様式第4号)又は「北九州市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業支給却下通知書」(様式第5号)により対象者に通知するものとする。

4 第2項の支給期間は、前項の通知書による支給決定日から当該日が属する年度の末日までとする。

(支給決定の変更)

第10条 前条の規定は、支給決定を受けた者(以下「支給決定障害者」という。)が現に受けている支給決定の内容について変更を必要とする場合において準用する。

(支給決定の更新)

第11条 支給決定期間満了後においても本事業を利用しようとする支給決定障害者は、支給決定期間満了日の60日前から更新の申請を行うことができる。

2 前項の申請に係る手続きについては、第9条の規定を準用する。ただし、支給決定期間満了日以前に前項の申請があった場合における支給決定期間の開始日は、更新前の支給決定期間満了日の翌日とする。

(利用終了の届出)

第12条 支給決定障害者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに「北九州市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業終了届」(様式第6号)を福祉事務所に提出しなければならない。

- (1) 市外に転居したとき
- (2) 退職する等して、第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (3) 本事業の利用を辞退したとき

(支給決定の取消し)

第13条 福祉事務所長は、支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 市外に転居したとき
- (3) 退職する等して、第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (4) 本事業の利用を辞退したとき
- (5) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき
- (6) その他福祉事務所長が不相当と認めたとき

2 福祉事務所長は、前項第2号から第6号の規定により支給決定を取消したときは、「北九州市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業支給決定取消通知書」(様式第7号)により、支給決定障害者に対してその旨を通知するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により支給決定を取消した場合、当該取消しに係る部分に関して既に給付費が支払われているときは、支給決定障害者又は事業者に対し、

期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(派遣契約)

第14条 支給決定障害者は、事業者支援員の派遣を依頼するときは、様式第4号を当該事業者提示し、当該事業者及び支援員の間において、派遣に関する契約を締結しなければならない。

(事業者の責務等)

第15条 事業者は、民間企業及び福祉事務所等の関係機関との緊密な連携を図ることにより、支援を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業者は、支給決定障害者に対して支援員を派遣したときは、支援内容等について支援記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- 3 事業者は、支援員が派遣に従事する時間について、労働基準法等の関係法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。
- 4 事業者は、支援員に対して、定められた活動時間中においては、その業務に専念するよう監督しなければならない。

(事業に要する費用)

第16条 サービス提供費は、別表第一に定めるものとする。

- 2 第6条第2項の規定に基づき二人の支援員による就労支援を行った場合、前項に規定するサービス提供費は、各支援員の所要時間に応じて算定する。
ただし、一人目の支援員の業務を引き継いで二人目の支援員が業務を行う場合は、両者の所要時間を合算してサービス提供費を算定する。

(費用負担)

第17条 支援員の派遣を受けた支給決定障害者が負担する額（以下「費用負担額」という。）は、別表第一の規定に基づき算定したサービス費に100分の10を乗じた額とする。

- 2 支給決定障害者が同一の月に受けた支援員の派遣に係る費用負担額の合計額が、別表第二に規定する支給決定障害者の属する世帯の収入状況に応じた費用負担上限月額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における支援員の派遣に係る費用負担額は、当該費用負担上限月額とする。
- 3 別表第二における世帯の範囲（支給決定障害者の区分における生活保護を除く。）は、支給決定者が18歳以上の時は当該支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同世帯に属する配偶者とし、18歳未満の時は、当該支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同世帯に属する者とする。

(費用負担額の受領)

第18条 事業者が支給決定障害者に対して支援員の派遣を行ったときは、当該支給決

定障害者から前条の規定により算定した費用負担額の支払を受けるものとする。

(領収証の交付)

第19条 事業者が前条の規定により支給決定障害者から費用負担額の支払を受けたときは、当該支給決定障害者に対して、領収証を発行しなければならない。

(就労支援給付費の支給)

第20条 市長は、支給決定障害者が、第9条第2項及び同条第4項の規定により決定された支給期間において、事業者から支援員の派遣を受けたときは、当該支給決定障害者に対して、当該支援員の派遣に要する給付費を支給するものとする。

2 前項の規定により、支給決定障害者が就労支援に要する給付費の支給を受けようとするときは、事業者に対し、「委任状」(様式第8号)により当該給付費の請求及び受領の権限を委任しなければならない。

3 前項の規定による支払があったときは、当該支給決定障害者に対して給付費の支給があったものとみなす。

(支援計画書作成支援費)

第21条 支援計画書作成支援費は、第9条に規定する支援計画書を、民間企業又は自営業者等から希望があつて、指定特定相談支援事業者が作成支援(助言・援助等)を行ったことにつき、別表第三に定める額とする。

2 前項に規定する支援計画書作成支援費については、支給決定障害者の負担は要しない。

(支払請求)

第22条 第20条第2項の規定により委任を受けた事業者は、支援員の派遣を行った日の属する月の翌月の15日までに、「北九州市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業支援給付費請求書」(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、福祉事務所に提出しなければならない。

- (1) 委任状(様式第8号)
- (2) サービス提供実績報告書(様式第10号)
- (3) 支援給付費明細書(様式第11号)

2 市長は、事業者から第1項の請求があつた場合は、これを審査し適当であると認めるときは、請求があつた日から30日以内に支払うものとする。

3 事業者は、前項の規定による支払を受けたときは、支援決定障害者に対して、給付費として受領した旨を通知しなければならない。

(支援計画書作成支援費の請求)

第23条 第21条に規定する支援計画書作成支援を行った指定特定相談支援事業者は、「北九州市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業請求書(支援計

画書作成支援費)」（様式第12号）を、作成に協力した月の翌月の15日までに市長へ提出することにより、当該支援計画書に係る利用決定（更新を含む）につき、1回に限り支援計画書作成支援費を請求できる。

- 2 市長は、指定特定相談支援事業者から第1項の請求があった場合は、これを審査し適当であると認めたときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（不正利得による費用の返還）

第24条 市長は、偽りその他不正の手段により給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、当該給付費の支給に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 市長は、事業者が偽りその他不正の手段により給付費の支払を受けたときは、当該事業者に対して、その支払った額につき返還させることができる。
- 3 市長は、指定特定相談支援事業者が偽りその他不正の手段により支援計画書作成支援費の支払を受けたときは、当該指定特定相談支援事業者に対して、その支払った額につき返還させることができる。

（秘密の保持）

第25条 事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給決定障害者及び当該支給決定障害者の家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給決定障害者及び当該支給決定障害者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（調査及び指導監督）

第26条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、支給決定障害者又は当該支給決定障害者の家族若しくは家族であった者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、事業者又は事業者であった者、指定特定相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者であった者、事業所の従業者又は事業所の従業者であった者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、又は本事業を行う事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指揮監督に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 前各項規定に基づく調査及び指導監督を行う場合は、当該職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第一（第16条関係）

所要時間（1日あたり）	サービス提供費		
	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1時間未満	2,400円	3,100円	4,100円
1時間以上1時間30分未満	3,300円	4,400円	6,000円
1時間30分以上2時間未満	4,200円	5,100円	7,500円
2時間以上2時間30分未満	5,200円	5,700円	9,100円
2時間30分以上3時間未満	6,100円	6,400円	10,600円
3時間以上3時間30分未満	7,000円	7,100円	12,100円
3時間30分以上4時間未満	8,000円	7,700円	13,600円
以降30分ごとに加算	900円	700円	1,500円

別表第二（第17条関係）

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
ア 生活保護等	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	0円
イ 低所得	市町村民税非課税世帯	0円
ウ 一般	市町村民税課税世帯	37,200円

別表第三（第21条関係）

支援計画書作成支援費	15,500円
------------	---------